

# 熱中症に関する政府の取組

## 1. 気象情報の提供、注意喚起

### (1) 気温の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）

- ・全国各地の気温の観測情報をリアルタイムで提供するとともに、気温の予測情報を提供。特に、気温が高くなることやその状態が数日続くことが予想された場合、気象情報で注意喚起を実施するとともに、予め定めた目安を超える高温が予想された場合には、毎日の天気概況で熱中症による健康被害への注意を呼びかけ。
- ・向こう1週間で最高気温が概ね35℃（一部の地域では35℃以外を用いることもある）以上になることが予想される場合にも、数日前から「高温に関する気象情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
- ・6日先から14日先を対象として、5日間の平均気温が「かなり高い」となる確率が30%以上と予想される場合に「高温に関する早期天候情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
- ・その他、最新の気温等の分布を約1km四方で1時間ごとに提供する「推計気象分布」を平成28年3月より開始した他、毎年7月頃には都市部のヒートアイランド現象などの観測情報を提供。

### (2) 気温の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）

- ・全国約840地点の暑さ指数（WBGT）の予測値等を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」（<https://wbgt.env.go.jp/>）において、その他の熱中症予防情報とあわせて公開。暑さ指数の予測値等については、熱中症患者の発生時期を考慮し、4月下旬～10月下旬まで提供。
- ・まちなかの実生活の場や身長の高い児童を想定した暑さ指数（WBGT）参考値の提供を実施。
- ・SNSアカウントやメール配信サービス等を活用し、暑さ指数（WBGT）の予測値等の熱中症予防情報を配信。

### (3) 熱中症警戒アラートの発表（気象庁、環境省）

- ・暑さ指数（WBGT）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報として「熱中症警戒アラート」を発表。この情報は予測対象日の前日17時頃または当日5時頃に発表し、4月下旬から10月下旬までの期間にて発表を実施。

## 2. 予防・対処法の普及啓発

### (1) 「熱中症予防強化キャンペーン」の設定（内閣官房、内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省）

- ・令和2年度まで毎年7月に実施してきた熱中症予防強化月間に変えて、「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で設定。
- ・関係府省庁の連携の下、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼び掛けを行うと共に、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施。

**(2) 救急業務・医療現場における熱中症対策（消防庁、厚生労働省）**

- ・熱中症傷病者に対する適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対し助言等を実施。（消防庁）
- ・熱中症予防のポイント等を記載した多言語版救急車利用ガイド（16ヶ国語）をホームページに掲載。（消防庁）
- ・予防啓発コンテンツ（ビデオ、イラスト、音声メッセージ、ポスター、リーフレット）を用いた熱中症予防に対する注意喚起の強化。（消防庁）
- ・都道府県、消防本部における取組事例を紹介し、効果的な取組を促進。（消防庁）
- ・熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載。（厚生労働省）

**(3) 日常生活における熱中症対策（厚生労働省、環境省）**

- ・リーフレット「熱中症予防のために」を各地方公共団体に配布し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。（厚生労働省）
- ・熱中症予防について、5月から9月までの間、Twitter、facebookによる情報を発信。（厚生労働省）
- ・熱中症についての科学的知見や予防法等をまとめた「熱中症環境保健マニュアル2018」、日常生活における予防・対処法等の要点をまとめたリーフレット及び携帯型カード、高齢者向けに内容を特化したリーフレット及びポストカード、熱中症について学べる動画を収録したDVDを作成し、地方公共団体や教育委員会等へ広く配布。また、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」及び英語版リーフレットを策定しインターネットを通じて公開。（環境省）
- ・熱中症に係る正しい知識を普及するとともに、民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げる取組として、「熱中症予防声かけプロジェクト」が「熱中症予防声かけプロジェクト実行委員会」の主催により平成23年より開始されており、実行委員会に環境省も参画・支援を実施。（環境省）

**(4) 学校現場における熱中症対策（文部科学省、スポーツ庁）**

- ・学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急処置等についてまとめた「熱中症を予防しよう」パンフレット及び映像資料、「学校屋外プールにおける熱中症対策」パンフレットを作成し、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページに掲載。
- ・学校の教職員、教育委員会の担当者、中体連及び高体連の会長等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導。
- ・主に教職員や教育委員会関係者が登録している文部科学省におけるメールマガジンにおいて注意喚起。
- ・学校施設づくりの視点から、夏の強い日差しを遮る、風通しをよくする等の工夫事例を紹介。また、公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援。

**(5) スポーツ活動中における熱中症対策（スポーツ庁）**

- ・各都道府県・スポーツ団体等に「熱中症事故の防止について」を発出し、スポーツ活動中の熱中症の予防と応急処置について、関係者に必要な事項の理解を徹底するよう依頼。
- ・公益財団法人日本スポーツ協会は「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成し、ホームページに掲載。
- ・熱中症リスクの高い時期に合わせ、SNSを利用し、熱中症の注意喚起を実施。

### (6) 職場における熱中症対策（厚生労働省、国土交通省）

- ・職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に通知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施。（厚生労働省）
- ・職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレットにまとめ、事業者や労働者に対し周知し、厚生労働省ホームページにも掲載。（厚生労働省）
- ・職場のWBGT値の把握については、平成29年3月に公示されたJIS規格（JIS\_B\_7922）に準拠したWBGT指数計を活用することが望ましい旨を事業者等に周知し、厚生労働省ホームページにも掲載。（厚生労働省）
- ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日策定、令和3年5月12日改訂）において、建設現場における熱中症予防のための様々な取組・工夫等について掲載。（国土交通省）

### (7) 農業現場における熱中症対策（農林水産省）

- ・厚生労働省の「人口動態調査」の調査票情報を用いて、農林水産省において農作業死亡事故を熱中症を含めた要因別等に整理して公表。
- ・農作業が本格化するGWの前と熱中症が急増する7月を前に、熱中症対策の徹底を呼びかける事務連絡を都道府県等に発出。また、気温が急上昇した梅雨明け後などに、Twitter等のコンテンツを通じて、農業者や農業法人に対してピンポイントで注意喚起。
- ・農林水産省が運営する「MAFFアプリ」に「熱中症警戒アラート」の通知機能を追加するとともに、熱中症警戒アラート発出時の適切な対応を周知。

### (8) 節電要請における熱中症対策（経済産業省）

- ・節電要請を行う場合には、需要家が、過度の節電により、熱中症等の健康被害を生じることのないよう広報等の実施に当たって留意。

### (9) 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援（厚生労働省）

- ・「健康のため水を飲もう」推進委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。

※平成19年に武藤芳照東京大学政策ビジョン研究センター教授を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。毎年、ポスター・リーフレットを作成しているほか、平成24年度には公募によりシンボルマークと標語を決定。

### (10) 研修会・講習会の実施（環境省）

- ・各地域における熱中症対策を進めるため、地方公共団体の担当職員、民生委員、一般の方々等、幅広い人々を対象として、熱中症に関する基礎知識や効果的な対策等に関する情報を提供するシンポジウムを、5月下旬頃実施。（環境省）

### (11) 熱中症情報の発信（観光庁）

- ・訪日外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」により、熱中症警戒アラートに対応した熱中症情報の発信及び熱中症の際の応急処置方法等を掲載。（観光庁）

(12) 災害時における熱中症対策(内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省)

- ・災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。(内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省)
- ・災害発生時に被災した地域に対して、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡をそれぞれの被災した自治体向けに発出。(環境省)

### 3. 発生状況等に係る情報提供(消防庁、文部科学省、厚生労働省)

- ・夏期における熱中症による救急搬送人員数等を取りまとめ、週毎に速報値、月毎に確定値を公表。(消防庁)
- ・学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度毎に学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表。(文部科学省)
- ・直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ公表。(厚生労働省)
- ・人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。(厚生労働省)

### 4. 調査研究等の推進(環境省)

気候変動と暑熱に関する科学的知見の収集・整理等

- ・国内の気候変動の影響評価において、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見の情報収集・整理及び専門家へのヒアリング等を実施。